【表紙】

【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2026年10月30日
【発行者の名称】	InfiniCloud株式会社 （InfiniCloud Co. Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　瀧 康史
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目１番地の５
【電話番号】	050-3801-5987（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　兼　管理本部長　向 正裕
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321（代表）
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は 売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘 102,000,000円以内 （注）発行価額の総額は公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年11月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際しては「第一部【証券情報】第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	InfiniCloud株式会社 https://infinicloud.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第１項第１号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部　【証券情報】

第１　【特定投資家向け取得勧誘の要項】

１　【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	60,000株以内 （注）２	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）１．2026年10月30日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については当該発行数を上限とし、実際に2026年11月18日から2026年11月20日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。

３．当社は2026年４月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称　株式会社証券保管振替機構

住所　東京都中央区日本橋兜町７番１号

２　【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

（１）　【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2026年11月17日決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはフィリップ・キャピタル証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当てによる特定投資家向け取得勧誘	―	―	―
株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘	60,000	102,000,000	51,000,000
計（総発行株式）	60,000	102,000,000	51,000,000

（注）１．上記の各金額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（1,700円）を基礎として算出した見込額であり、今後変更されることがあります。

（２）　【特定投資家向け取得勧誘の条件】

額面・無額面の別	発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
無額面	未定 （注）２	未定 （注）３	未定 （注）４	100	自 2026年11月18日 至 2026年11月20日	―	2026年11月26日

（注）１．上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う１株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の１株当たりの払込金額
「資本組入額」：１株当たりの増加する資本金の額

２．発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。 発行価格は、2026年11月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2026年11月17日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

３．発行価額は、2026年11月10日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

４．資本組入額について、当社は、2026年10月30日開催の取締役会において、2026年11月17日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

５．申し込みに先立ち、2026年11月11日から2026年11月13日までの間でブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

６．本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2026年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。

７．株式受渡期日は、2026年11月30日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

（３） 【申込取扱場所】

店名	所在地
InfiniCloud株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目１番地の５

（４） 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行　駅南支店	静岡県静岡市駿河区南町11番1号

３ 【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

４ 【新規発行新株予約権証券】

（１） 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（２） 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

（３） 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

５ 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

（１） 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（２） 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

（３）　【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】
該当事項はありません。

６　【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】
（１）　【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
102,000,000	5,100,000	96,900,000

（注）１．払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（1,700円）を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
３．株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）　【新規発行等の理由及び手取金の使途】
新規発行等の手取金である差引手取概算額96,900千円は、クラウドサービス事業拡大のための機材購入費用および人件費に充当する予定であります。手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

項目	予定金額（千円）	支払予定
機材購入費用	66,900	2027年９月期～2028年９月期
人件費	30,000	2027年９月期～2028年９月期

（注）上記費用につきましては、現時点において充当時期が決定していないため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第２　【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】
該当事項はありません。

第３　【第三者割当の場合の特記事項】
該当事項はありません。

第４　【その他の記載事項】
１．TOKYO PRO Marketへの上場について
当社は、前記「第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当J-Adviserに指定し、2026年11月30日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

２．ロックアップについて
本取得勧誘に関連して、2023年10月１日から本日までの間に当社の増資に応じていただいた個人及び法人につきましては、担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日後６か月の2027年５月30日までの期間又は交付を受けた日以後１年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から１年間を経過する期間（「ロックアップ期間」という）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

第二部　【企業情報】

第１　【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２　【企業の概況】

１　【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期	第23期	第24期	第25期 (半期)
決算年月		2023年９月	2024年９月	2025年９月	2026年３月
売上高	(千円)	523,378	513,287	604,318	303,946
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	3,874	△50,282	36,544	9,926
当期（中間）純利益又は 当期純損失（△）	(千円)	3,288	△48,201	35,957	6,983
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	―	―	―	―
資本金	(千円)	80,500	99,700	99,700	104,500
発行済株式総数	(株)	101,500	107,900	107,900	438,000
普通株式		101,500	104,500	104,500	438,000
A種優先株式		―	3,400	3,400	―
純資産額	(千円)	59,561	49,760	89,318	102,301
総資産額	(千円)	226,975	263,416	318,426	332,844
１株当たり純資産額	(円)	146.70	68.03	151.34	233.57
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期（中間）純利益 又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	8.28	△118.64	83.31	15.94
潜在株式調整後１株当たり当期 （中間）純利益	(円)	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	26.2	18.9	28.0	30.7
自己資本利益率	(%)	18.9	―	51.7	7.3
株価収益率	(倍)	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	95,244	△48,795	113,697	19,078
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△9,017	△39,385	△40,747	△94,735
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△89,538	114,935	△20,736	15,704

現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高	―	38,840	65,560	117,782	57,833
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	（人）	17（3）	24（3）	25（3）	23（3）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
３．当社は、2022 年 10 月８日付で普通株式１株につき 110 株の割合で、2026 年３月 13 日付で普通株式１株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 22 期の期首に普通株式及び A 種優先株式について当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期（中間）純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。
４．第 23 期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第 22 期、第 24 期及び第 25 期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
５．第 23 期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
８．株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき、第 24 期の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第 22 期及び第 23 期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき、第 25 期中間期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの期中レビューを受けております。
９．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２　【沿革】

当社は、2001 年 11 月に当社代表取締役　瀧 康史らが、有限会社ジャストプレイヤーを前身とし、ゲームソフトウエアの配信事業を主な目的として創業しました。その後、2006 年７月に商号をジャストプレイヤー株式会社に、2021 年１月にテラクラウド株式会社に、2023 年４月に現在の InfiniCloud 株式会社に社名を変更いたしました。

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2001年11月	静岡県静岡市にゲームソフトウエアの配信事業を主な事業目的として、当社設立（会社名：有限会社ジャストプレイヤー）
2002年11月	WEBサーバのレンタルサービス開始（クラウド事業の開始）
2005年９月	SaaS型CMS（注１）サービス「WikiPlus」の提供開始
2006年７月	ジャストプレイヤー株式会社へ改組
2007年２月	第二種電気通信事業者届出（届出番号：C-18-1421）
2012年12月	SolarisSPARC版プライベートクラウド（注２）サービス開始
2014年１月	BtoC向けオンラインストレージ（注３）サービス「Teraクラウド」の提供開始
2016年６月	共用レンタルサーバサービス「JPWS」の提供開始
2020年２月	クラウド型VPNサービスの提供開始
2021年１月	商号をテラクラウド株式会社に変更
2023年４月	商号をInfiniCloud株式会社に変更
2023年10月	ISMS情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）およびISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム（ISO27017）の認証を取得
2024年11月	データセンター事業者向けのOEM販売を開始
2025年８月	国産AIオーケストレーション（注４）基盤「InfiniCloud AI」の提供を開始
2026年３月	さくらインターネット社と協業し、国産プライベートAI基盤「InfiniCloud AI パッケージ」の提供を開始
2026年7月	各種サービスを横断的につなぐ新認証システムを導入

（注１）「CMS」とは Content Management System の略であり、HTML などの専門知識がなくても WEB サイトの作成・更新・管理を簡単に行えるシステムです。テキストや画像などのコンテンツとデザインを分離して管理し、データベースに保存することで、非エンジニアでも WEB ページを効率的に作成・更新できます。

（注２）「プライベートクラウド」とは、特定の企業や組織が占有して利用する専用のクラウド環境のことで、高いセキュリティ、カスタマイズ性、制御性が特徴です。パブリッククラウドと異なり、リソースを他の組織と共有しないため、機密性の高い情報を取り扱う業務や、特定の要件に合わせた柔軟なシステム構築に適しています。

（注３）「オンラインストレージ」とは、インターネット上にデータを保存・管理できるサービスで、インターネット環境さえあれば PC・スマホ・タブレットなど場所やデバイスを問わずアクセス・共有・共同編集が可能です。自動バックアップやバージョン管理機能があり、物理的な機器の紛失・破損リスクを減らし、チームでの作業効率向上やテレワークに不可欠なツールとなっています。

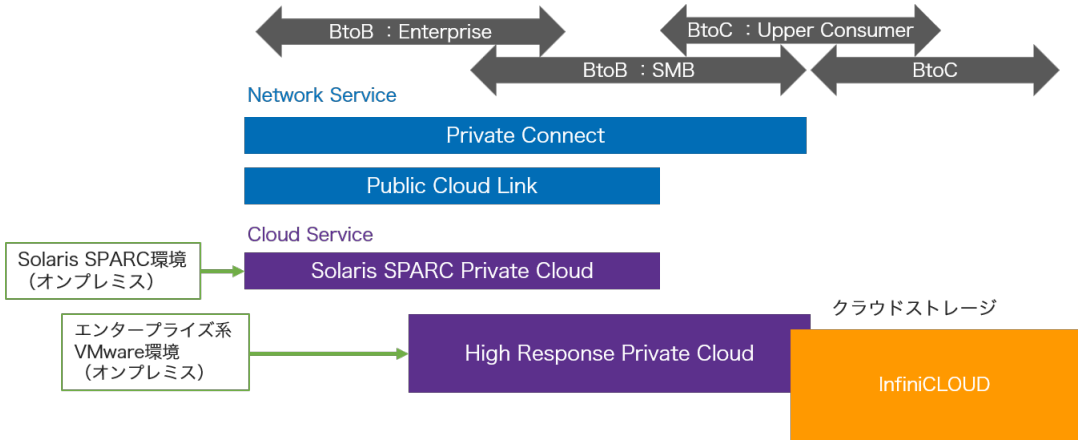
（注４）「オーケストレーション」とは、複数のシステムやアプリケーション、サービスを連携・調整して、複雑なタスクやワークフロー全体を自動化・最適化する仕組みです。音楽の編曲（管弦楽法）のように、個別の要素を統合して一つの大きな仕組みとして機能させ、効率化や品質向上を目指します。

３　【事業の内容】

当社は、企業が保有する既存の IT 資産を活かしながら、安全かつ高性能にクラウド化するプライベートクラウドサービスを提供しています。

当社の主な顧客は、大規模な基幹システムや長年運用されてきた IT 資産を有するエンタープライズ企業です。これらの企業に対し、オンプレミス環境からの移行先として、低遅延・高性能・高い安定性を備えたプライベートクラウドサービスを提供しています。

当社の中核サービスである「High Response Private Cloud（HRPC）」は、主にオンプレミス環境からの移行先として利用されており、自社開発の仮想化基盤（注１）である「InfiniCloud HV」をベースに、VMware（注２）からの移行ニーズにも対応可能なクラウド基盤として展開しています。また、Oracle Solaris（注３）SPARC システムの移行先として利用できる「Solaris SPARC Private Cloud」も、もう一つの中核サービスとなっております。



また当社は、日本国内に分散配置された複数のデータセンターを活用し、それらを自社ネットワークサービスにより統合・制御することで、高い耐障害性とデータの安全性を両立しています。これにより、災害時にも安定したサービス提供が可能なインフラを構築しています。加えて、ストレージサービス「InfiniCLOUD」を通じて、法人・個人双方に向けたデータ保存サービスを提供しており、クラウド基盤と連携することでサービス全体の品質と運用効率の向上を図っています。

このように当社は、クラウド基盤の提供にとどまらず、既存 IT 資産の活用、データ主権の確保、分散型インフラの構築を通じて、企業の持続的なデジタルトランスフォーメーションの実現を支援しています。

（事業の特徴）

当社は、国内企業向けに、既存 IT 資産を活かしながらクラウド環境に移行が可能な純国産（注４）のプライベートクラウドサービスを提供しています。

一般的なクラウドサービスは、大規模データセンターに設備を集約する形で提供されていますが、当社はこれとは異なり、日本国内の複数のデータセンターをネットワークとソフトウエアで連携させる分散型のクラウド基盤を採用しています。これにより、単一拠点に依存しない構成となり、災害時のリスク分散や、データの国内管理（データ主権）の確保が可能となり、障害時の影響を最小化できます。

さらに、創業以来、ソフトウエア開発およびシステム構築を事業基盤としミッションクリティカル領域（注５）に対応したクラウドサービスの開発に注力してきました。多くの企業では、長年利用してきたレガシーシステムが存在しており、これらを刷新することはコストやリスクの面で容易ではありません。当社は、こうしたレガシーシステムを活かしながらクラウドへ移行できる技術を強みとしており、特に Oracle の Solaris や、代表的

な仮想化ソフトウエアである VMware をはじめとする従来技術との高い親和性を有しています。

また、近年では、VMware のライセンス体系変更等を背景に、企業の IT インフラ基盤の見直しニーズが高まっています。当社ではこのような流れをうけ、オープンソース技術をベースにした独自の仮想化基盤である「InfiniCloud HV」を開発・提供しており、従来環境からの移行先として採用が進んでいます。

当社は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を、単なるクラウドへの全面移行ではなく、既存の IT 資産を活用しながら段階的に高度化するプロセスと捉えています。この考えのもと、企業の現実的な課題に対応したクラウドサービスを提供しています。

その一例として、当社は Oracle 社と技術連携し、オンプレミスで幅広く活用されてきた Oracle Solaris SPARC システムの移行先として利用できる、国内で数少ないプライベートクラウドサービスを提供しており、これらの取り組みは Oracle 社からも評価を受けています。（注６）

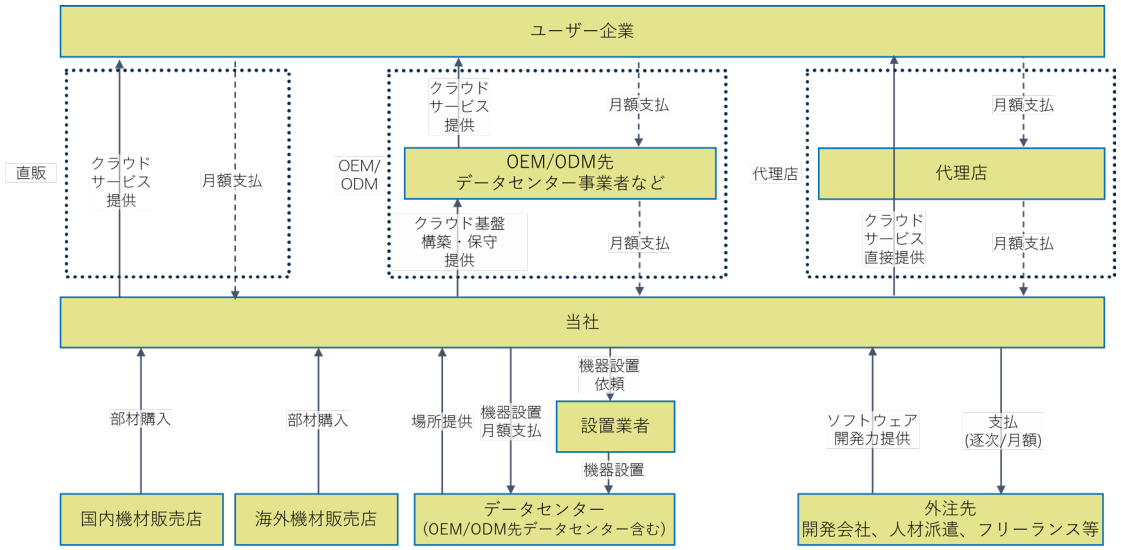
また、近年、災害耐性の向上や電力・通信負荷の分散、地域活性化を目的として、地方にデータセンターを分散配置する動きが進んでいます。これらのデータセンターを当社サービスとして活用するとともに、当社のクラウド基盤を OEM/ODM（注７）の形でデータセンターに提供することで、単なる設備としてのデータセンターに付加価値を与え、相互に連携可能なインフラへと発展させています。このような仕組みを当社では、「分散＋」と定義し、各拠点が独立性を保ちながらも連携できる、高い耐障害性と柔軟性を備えたクラウド基盤を実現しています。（注８）

さらに当社は、AI の活用を見据えたクラウド基盤の開発も進めており、企業が自社環境で安全に AI を利用できる仕組みの提供に取り組んでいます。

当社は今後も、企業向けクラウド基盤を中核として、安全性、安定性、データ管理性を重視した国産クラウドサービスの提供を通じて、日本国内における分散型インフラの発展に貢献していく方針です。

（注１）１台の物理サーバ上で複数の仮想マシンを動作させるシステム基盤。ハードウェア資源の効率化、管理一元化、そして IT コスト削減を実現するインフラ技術で、データセンターやクラウド環境の基盤として広く採用されています。
（注２）１台の物理サーバ上で複数の仮想マシンを同時に実行・管理するソフトウエア
（注３）Oracle 社が開発・提供する、信頼性と堅牢性の高い商用 UNIX オペレーティングシステム
（注４）構成内容がすべて日本国内で作られたものであることを意味する語
（注５）停止が許されず、業務や事業の存続に不可欠な 24 時間 365 日稼働の重要システム
（注６）Excellence Award for Infrastructure Transformation（2019 年）
（注７）Original Equipment Manufacturing/ Original Design Manufacturing の略。OEM は受託者が生産業務のみを受託することを指し、ODM は受託者が製品の生産だけでなく、設計やデザインなども請け負う形態を指します。
（注８）このアーキテクチャを当社では「分散＋」と定義しており、単なる拠点分散にとどまらず、各拠点が連携して機能する点に特徴があります。

［事業系統図］


ユーザー企業
直販
クラウド
サービス
提供
月額支払
OEM/
ODM
クラウド
サービス
提供
月額支払
OEM/ODM先
データセンター事業者など
クラウド基盤
構築・保守
提供
月額支払
代理店
月額支払
代理店
クラウド
サービス
直接提供
月額支払
当社
部材購入
部材購入
場所提供
機器設置
月額支払
機器設置
依頼
設置業者
機器設置
ソフトウェア
開発力提供
支払
(逐次/月額)
国内機材販売店
海外機材販売店
データセンター
(OEM/ODM先データセンター含む)
外注先
開発会社、人材派遣、フリーランス等

4　【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5　【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
22（3）	36.3	3.9	5,318

セグメントの名称	従業員数（人）
クラウドサービス事業	8（1）
報告セグメント計	8（1）
全社（共通）	14（2）
合計	22（3）

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、営業、企画、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３　【事業の状況】

１　【業績等の概要】

（１）　業績

第24期事業年度(自　2024年10月１日　至　2025年９月30日)

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、世界的な資源価格の上昇や原材料価格の高騰、為替変動による物価上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するクラウドサービス市場は、デジタルトランスフォーメーション（DX）が進むなか、企業 IT インフラのクラウドへ移行の本格化が予想されており、今後も信頼性の高いネットワーク及びシステムの安定運用に対する重要性は増していくと想定しております。

このような状況のもと、当社はさらなる成長に向けて、知名度向上のための広告宣伝、体制強化のための人員採用を積極的に行いました。また、既存顧客における環境の追加や入れ替えを中心に案件獲得が進み、下半期には新規顧客における案件も稼働を開始したことなどにより、売上は順調に推移しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 604,318 千円（前事業年度比 17.7％増)、営業利益は 28,654 千円（前事業年度は営業損失 48,339 千円)、経常利益は 36,544 千円（前事業年度は経常損失 50,282 千円)、当期純利益は 35,957 千円（前事業年度は当期純損失 48,201 千円）となりました。

セグメント別の業績の概況は、以下の通りです。

（クラウドサービス事業)

クラウドサービス事業におきましては、既存取引先での入れ替えや追加を中心として受注した案件が下半期に順次稼働を開始するなど、売上は順調に推移しました。費用面では、ライセンス利用料の高騰に加え、エンジニアの増員や機材の購入などの設備投資も行いましたが、保守契約の見直しや各種原価の抑制などにより、利益を確保することができました。

以上の結果、売上高は 539,124 千円（前事業年度比 19.1％増)、セグメント利益は 259,320 千円（前事業年度比 25.8％増）となりました。

第 25 期中間会計期間(自　2025 年 10 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日)

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続く一方で、物価上昇や為替変動、エネルギー価格の動向等により、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の重要性は一層高まっており、業務効率化や競争力強化を目的としたIT投資は引き続き底堅く推移しております。特に、セキュリティ強化やデータ主権への対応といった観点から、プライベートクラウドに対する需要は中長期的に拡大するものと認識しております。

このような状況のもと、当社はストレージや電力等のデータセンター関連コストの上昇や人材確保に伴う費用増加等の影響を受け、収益性の確保に向けた取り組みを進める一方、生成AIやデータセンター事業者との協業需要を見据えたサービス開発を進めることで、新たな収益機会の創出にも取り組んでおります。また、売上面では新規顧客の獲得が順調に進捗したことにより、ストック型収益の積み上げが進展しております。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高303,946千円、営業利益15,621千円、経常利益9,926千円、中間純利益6,983千円となりました。

セグメント別の業績の概況は、以下の通りです。

（クラウドサービス事業）

クラウドサービス事業におきましては、世界的な半導体不足に伴うSSD価格の高騰やデータセンターの移設などにより原価は増加しましたが、前事業年度の下期に獲得した新規案件が業績に寄与するなどにより、増収増益となりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高 276,532 千円、セグメント利益 138,457 千円となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

第 24 期事業年度(自　2024 年 10 月 1 日　至　2025 年 9 月 30 日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前事業年度末に比べ52,221千円増加し、117,782千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動における資金収支は、税引前当期純利益が36,544千円、減価償却費が45,440千円、未払金の増加額が24,946千円となったことなどにより、営業活動による資金の増加額は113,697千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動における資金収支は、有形固定資産の取得による支出が39,108千円、無形固定資産の取得による支出が1,159千円となったことなどにより、投資活動による資金の減少は40,747千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動における資金収支は、短期借入れによる収入が180,000千円、短期借入金の返済による支出が174,100千円、長期借入金の返済による支出が30,236千円となったことなどにより、財務活動による資金の減少は20,736千円となりました。

第25期中間会計期間(自　2025年10月 1 日　至　2026年３月31日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ59,949千円減少し、当中間期末残高は57,833千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動における資金収支は、税引前中間純利益が9,926千円、減価償却費が25,802千円、未払又は未収消費税等の増減額が18,019千円減少したことなどにより、営業活動による資金の増加は19,078千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動における資金収支は、有形固定資産の取得による支出が91,604千円となったことなどにより、投資活動による資金の減少は94,735千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動における資金収支は、短期借入れによる収入が128,000千円、短期借入金の返済による支出が142,900千円、長期借入金による収入が44,000千円となったことなどにより、財務活動による資金の増加は15,704千円となりました。

２　【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（２）受注実績

上記「（１）生産実績」と同様の理由により、記載を省略しております。

（３）販売実績

第24期事業年度及び第25期中間会計期間におけるセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第24期事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）		第25期中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）
	金額（千円）	前年同期比 （%）	金額（千円）
クラウドサービス事業（千円）	539,124	119.1	276,532
報告セグメント計（千円）	539,124	119.1	276,532
その他（千円）	65,193	107.6	27,414
合計（千円）	604,318	117.7	303,946

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．最近２事業年度及び第 25 期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合

相手先	第23期事業年度 （自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）		第24期事業年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）		第25期中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）	
	金額 （千円）	割合 （%）	金額 （千円）	割合 （%）	金額 （千円）	割合 （%）
株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Holdings）	228,665	44.5	244,543	40.5	68,106	22.4
KSG株式会社	140,360	27.3	174,196	28.8	110,416	36.3

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は、以下の通りと認識しております。
なお、文中の将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は2030年までの経営目標として「日本のクラウドを『分散＋』する」ことを掲げています。これは単なるインフラの分散配置ではなく、各地域に分散したデータセンターが独立した運用主体性を持ちながら、ソフトウエアによって連携・統合されることで、レジリエンスとデータ主権を両立するクラウド基盤を実現することを意味しています。

当社は、長年にわたり培ってきたストレージ技術基盤およびハイパーバイザー技術を中核に、プライベートクラウドの高速性とネットワーク技術を組み合わせることで、顧客のコンピューティング環境を最適化し、企業における迅速かつ的確な意思決定を支援していきます。

Mission - 物語のある技術で人々を豊かにする
Vision - 如何なる時も手を伸ばせば情報がそこにある社会
Values - クラウドコンピューティングを加速すること
データを守ること
顧客の決断の促進を手助けすること

(2) 経営戦略等

当社は、純国産のプライベートクラウドサービス事業を展開し、2001年の創業以来、ソフトウエア開発およびシステムインテグレーション（以下、SI）を中心に、エンタープライズ企業に特化したプライベートクラウド基盤を開発してきました。

特に、VMwareやSolaris SPARCなどのレガシーIT資産を保有する企業が、既存環境を活かしながらDXを推進できるサービスポートフォリオを有している点を、当社の経営戦略の中核としています。

当社は従来型のSI事業への依存度を低減することで、SIerや地方データセンター事業者とのパートナーシップを強化し、事業の拡大と再現性の高いビジネスモデルへの転換を図っています。当社の技術の中核である「InfiniCloud HV」は、オープンソースであるXenおよびKVMベースのプライベートクラウド基盤（ハイパーバイザー）であり、広く使われているVMwareからの代替ニーズに適合するよう設計されています。SIerにとって扱いやすく、かつエンタープライズ環境での安定運用を前提とした設計とすることで、高い競争力を確保しています。

さらに当社は、プライベートクラウド基盤の進化に伴い、AIが新たな情報インフラとして不可欠になることを見据え、分散したクラウド環境上でAIワークロードを安全に実行・運用するための基盤として「InfiniCloud AI」を開発・提供しています。

InfiniCloud AIは、特定のAIモデルや外部クラウドサービスに依存せず、当社のプライベートクラウド基盤およびパートナーのデータセンター環境上で、様々なAIワークロードを柔軟に取り扱える設計を採用しており、ソブリンクラウド戦略を構成する重要な要素の一つと位置付けています。

また、我が国における深刻なエンジニア不足を背景に、SIerや地方データセンターとのOEM/ODM連携を推進しています。日本国内におけるエンジニアリングのエコシステムの形成に貢献することを目指しています。

さらに当社は、「ソブリンクラウド」の概念を推進し、地域ごとに分散したデータセンターの活用を強化しています。

不動産としてのデータセンターを独自に保有せず、複数のデータセンター事業者

と連携するクラウドサービスプロバイダであるため、地方データセンター各社と競合関係に陥ることなく、データ主権を担保したクラウドサービスの展開を支援することが可能です。これにより地方データセンターは、独自の大規模投資を最小限に抑えつつ、競争力のあるクラウドサービスを提供できる環境を構築できます。

加えて、もう一つの技術の中核であるストレージ技術を活かし、BtoB向けに速度、安全性、容量要件など用途別に最適化された複数のストレージサービスを提供しています。さらに、オンプレミス環境、パブリッククラウド、インターネットと連携するネットワークサービスを展開し、顧客拠点まで専用回線を用意できる点も当社の特徴です。

BtoC向けには、オンラインストレージサービスの「InfiniCLOUD（CS)」を展開しており、BtoB向けサービスと技術基盤を共有することで、相互の技術的フィードバックによる品質向上を実現しています。

(3) 経営環境

クラウドコンピューティングは、企業のDXを支える基盤として急速に普及しています。特にパブリッククラウドは、複数の顧客が共有して利用する形態であり、外資系を中心とした大手事業者が市場を主導しています。IDC Japanの調査によれば、国内のパブリッククラウド市場は2024年から2029年にかけて年平均16.3%の成長が見込まれ、2029年には市場規模が8兆8,164億円に達すると予測されています。

近年、第三者調査機関による分析においても、プライベートクラウドへの回帰および関心の高まりが示されています。Gartner社の調査によれば、過去1年間においてプライベートクラウドに関する問い合わせは約48%増加しており、企業のクラウド活用方針が、従来の「全面的なクラウド移行」から、「ワークロード（注１）ごとに最適な配置を選択する」アプローチへと移行していることが示されています。

また、日本におけるソブリンクラウドIaaS市場は、2023年から2028年にかけて年平均成長率（CAGR）約82%で拡大すると予測されており、特に金融、電力、医療、公共分野といった規制産業が主要な需要主体となる見込みです。これらの分野では、データ主権、運用上の独立性、技術的自律性に対する要求が強く、国内で完結するプライベートクラウド基盤への需要が今後一層高まると考えられます。

また、生成AIの普及に伴い、クラウド基盤に対する要求も変化しています。Gartner社の分析によれば、データ主権やデータグラビティ、IP保護の観点から、規制産業を中心に、生成AIを含む主要なAIワークロードをプライベートクラウドまたはオンプレミス環境に配置する動きが今後拡大すると予測されています。

このような環境変化により、AIを安全かつ柔軟に運用できるプライベートクラウド基盤への需要は、今後一層高まるものと考えられます。

プライベートクラウドは、顧客が専有して利用する形態であり、セキュリティやコンプライアンス要件が厳しいエンタープライズ企業を中心に、引き続き安定した需要があります。しかし、国内のプライベートクラウドの多くはVMware製品を基盤としており、ソフトウエア供給元や法域への依存という観点では、必ずしも十分なデータ主権を確保できていないケースも存在します。

また、パブリッククラウドへの移行を先行して行った企業の多くは、クラウドネイティブ（注２）化に至らず、従来型IaaSとしての利用に留まっているケースが見られます。加えて円安の進行により、ドル建てで提供されるパブリッククラウドサービスのコスト増加が、企業のIT投資における課題となっています。

このような経営環境を背景に、当社は独自の技術を活用し、コスト効率と品質の両立を図ったプライベートクラウドサービスを提供しています。また、ハイブリッドクラウド構成を含む柔軟なソリューションを通じて、企業の多様な要件に対応しています。特に、国内にデータを保持するソブリンクラウドの整備を進めることで、データの安全性とコンプライアンスを重視する企業ニーズに応えています。

（注１）ITシステムやサーバが一定時間内に行う業務処理、またはCPU・メモリ・ネットワーク

にかかる「仕事量・負荷」のこと
（注２）最初からクラウド上でアプリケーションを開発することを前提とした考え方

(4) 優先的に対処すべき業務上及び財務上の課題

クラウドは技術進化の速度が速く、今後の成長に向けては、クラウド基盤を自動制御・自動構成を実現するソフトウエア開発が重要な課題となっています。現状では、当社クラウドの提供プロセスにおいて、手動による運用・制御が一定程度残っており、エンジニアの工数負荷が課題となっています。

このため、当社はクラウド基盤の自動化を一層推進し、ソフトウエア開発への投資を強化する方針です。あわせて、深刻化するエンジニア不足への対応として、AI技術を活用した開発効率の向上を進めています。

また、生成AIの普及により、クラウド基盤においてAIワークロードを安全かつ効率的に運用することが、新たな事業上の課題となっています。特に、データ主権やセキュリティ要件を満たしながら、分散したクラウド環境上でAIを運用するためには、従来のクラウド運用とは異なる制御・オーケストレーション技術が求められます。

当社では、こうした課題に対応するため、分散したプライベートクラウド環境上で様々なAIワークロードを統合的に管理・運用する基盤として「InfiniCloud AI」の開発を進めています。InfiniCloud AIは、運用・サポート業務の高度化に加え、将来的には顧客向けのプライベートAI基盤として提供することも視野に入れた技術基盤であり、当社の中長期的な成長を支える重要な要素と位置付けています。

なお、運用効率化およびサービス高度化の一環として、当社ではプライベートクラウド環境上で完結可能なAI技術の研究開発にも取り組んでいます。これには、知識活用や業務支援を目的としたAI活用技術や、モデル適応・最適化に関する技術などが含まれており、いずれもInfiniCloud AIが対応する複数のAIワークロードの一部として位置付けられています。

革新的な技術開発を継続させるためには、研究開発費の継続的な投入に加え、優秀なエンジニアの確保、サーバ機器やネットワークなどのインフラ投資が不可欠です。一方で、機材調達に伴う借入や、海外サプライヤーとの取引に起因する為替変動リスクも存在します。

当社は、信用力および知名度の向上、技術者が定着しやすい労働環境の整備を進めるとともに、資金繰り計画およびコスト管理の厳格化を通じて収益性の改善と財務体質の強化を図り、自己資本の充実を目指していきます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中に将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) セキュリティリスク

当社サービスを提供するサーバ、ネットワーク機器などは、複合的なソフトウエア部品で構成されています。これらソフトウエア部品がそれぞれ持ちうるセキュリティリスクは常に存在しうるものであり、なんらかのセキュリティホールが露呈したことにより、不正アクセス、ウイルスへの感染など、サイバー攻撃等によるリスクが内在します。

当社は、対象設備全てにおいて、セキュリティ対策を実施していますが、想定外の外部からの攻撃による問題がおきた場合、サービス継続性の問題や、利用者からの損害賠償訴訟、信用毀損など、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害に関するリスク

大地震や洪水、津波、火山活動等の大規模な自然災害により事務所、営業設備、従業員が損害を被るリスクを最小限にするため、日本全体の様々なデータセンターを利用することで分散しながら、BCP基本方針に基づき、安否確認システムを用いた初動対応から営業設備の復旧等の対策を講じています。しかしながら、大規模災害を完全に予見、回避できないため、そのような災害が発生した場合には、全体の継続的なサービスの提供が困難になり、当社の事業及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、地球温暖化等の異常気象の広がりを背景に、再生可能エネルギーへのシフトが進んだ場合、データセンターにおける電力コストの高騰を引き起こす可能性があるため、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 半導体及びソフトウエアサプライチェーンのリスク

当社はクラウドサービスの提供に際し、必要に応じてサーバ、ネットワーク機器等の営業設備を調達しています。これらは台湾、アメリカ、欧州などの海外からの調達が多く、世界的な半導体不足の発生や、人件費高騰、大幅な為替変動があった場合、調達価格が想定を超えて価格向上し、サプライチェーンが崩れることで調達が困難になるないしは調達に大幅に時間がかかる場合、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、国際情勢の変化や地政学的リスクの高まりにより、特定地域における製造・物流の停滞、輸出入規制、制裁措置等が生じた場合には、当社が調達する半導体、サーバ機器、ネットワーク機器等の供給に遅延や制約が生じ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

加えて、安定的なサービスの提供には、十分な電力供給が必要不可欠です。石油資源の枯渇を背景とした電力価格が上昇する場合、当社サービス価格が影響を受け、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) BtoCサービスの不正利用リスク

当社では、BtoC向けのクラウドストレージサービス「InfiniCLOUD (CS)」を提供しています。当サービスは利用規約に禁止事項を定めておりますが、他者の権利を侵害、もしくは名誉を毀損するコンテンツの保存・送信・公開等といった法令および公序良俗に反する不正利用が発生するリスクを完全に抑止することはできません。

当社は、そのようなリスクが顕在化した場合でも情報流通プラットフォーム対処

法に基づき被害者に対する賠償責任が制限されますが、当局への顧客情報提供等の協力を行うにあたり、サービスの一時的な停止、それに伴う顧客の離反や、メディアを通じた当社サービスへの風評被害、信用低下が発生することが懸念され、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害による影響

当社は様々な点において、十分な冗長性を担保したシステム設計を努めています。しかしながら、完璧な冗長化技術はなく、加えてシステムは常にメンテナンスが必要となる為、様々な要因でシステム障害が存在しえます。これらは利用約款において保証範囲を定めておりますが、レピュテーションリスクを含め、事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 取引先に対する信用上のリスク

当社はクラウドサービスの提供において、データセンターや回線業者等の提携事業者や仕入れ先、顧客等の得意先との継続取引を行うにあたり、得意先毎の財務状況等を勘案し与信限度額を設定する等、適切な与信管理・債権管理を行っております。今後、得意先における予期せぬ倒産等が発生した場合、サービスの継続的な提供や債権回収が困難になることから、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の獲得競争激化

当社が提供するクラウドサービスにおいて、環境構築や運用、制御ソフトウエアの開発等を行うエンジニアをはじめとする人財の確保が必要不可欠となっております。今後、そのような専門性の高いスキルを有する人財が不足し、人財の獲得競争が激化した場合は、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術トレンドの変化

IT、クラウド、AIビジネスの領域において、年々技術革新のスピードが増しており、当社は技術革新に随時、対応しています。当社が技術革新の方向性を正しく予測できない場合や、当社エンジニアが有するスキルの転換が間に合わず、当社が保有する技術が陳腐化するリスク、新たな技術に対応できるエンジニアの確保又は育成に、多額のコストが発生するリスク等が考えられます。顧客ニーズの変化に対応しつつ、これらのリスクへの対処を行うにあたっては、想定を超えるコストが発生するリスクがあり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 経営管理体制（代表者への依存）に関するリスク

代表取締役　瀧 康史は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、代表者に依存する部分が相当程度存在しております。当社は、代表者への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化及び人材の育成を進めておりますが、何らかの理由により代表者が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) ガバナンスに関するリスク

当社の中長期的な成長のために、適切な管理体制のもとガバナンス機能が働いていることが重要であると認識しております。管理部門において十分な人財を確保し、管理体制を強化することにより業務の適正性に加え財務報告における信頼性の確保とコンプライアンスを徹底してまいりますが、急激な事業拡大や組織及び体制に変更が生じた際に、ガバナンス機能が有効に働かなかった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟に関するリスク

当社は、現時点において業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は発生しておりませんが、今後、そのような訴訟等が生じた場合、その結果によっては当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制に関するリスク

当社が提供するクラウドサービスは「電気通信事業法」、「特定商取引に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」「情報流通プラットフォーム対処法」等の法規制の対象となっております。該当する法規制を遵守しつつ、定期的に従業員への教育等を実施しております。しかしながら、新たな法令の制定や、既存法令の厳格化が行われた際に、規制対象が増えサービスに何等かの制約が生じた場合は、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 税務上の繰越欠損金について

23期事業年度末には、税務上の繰越欠損金が生じております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりませんが、今後、当社業績が事業計画に沿って順調に推移して繰越欠損金が解消した場合や、税制改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の業績及びキャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性があります。

(14) 資金調達におけるリスク

当社は、サーバ等の設備投資、その他事業資金について、金融機関からの借入等を通じて資金調達を行っております。今後も、データセンターの最適化や新サービス開発のための継続的な投資等を計画しており、安定的な資金調達を可能とするため、財務体質の強化に努めたいと考えております。

しかし、金融市場やその他外部環境に大きな変動が生じた場合には、資金調達が困難になる可能性や調達コストが増大する可能性があります。このような場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 設備投資における固定資産減損リスク

当社が保有するサーバ等の固定資産について、事業の収益性が悪化して投資額の回収が見込めなくなった場合等には、固定資産の減損会計の適用による減損損失が発生し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) AI関連リスク

当社は、分散したクラウド環境上でAIワークロードを安全に実行・運用するための基盤として「InfiniCloud AI」を開発・提供しております。生成AIを含むAI技術は発展途上であり、出力内容の正確性・妥当性の確保が困難な場合があります。出力の誤り、偏り、あるいは不適切な生成結果等により、利用者の意思決定や業務に影響を与えた場合、当社の信用毀損、契約上の責任追及、追加対応コストの発生等を通じて、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、AI利用に関しては、入力データ（プロンプト等）を介した情報漏えいや、外部からの不正な誘導（例：プロンプトインジェクション）等の新たなセキュリティリスクが存在します。当社は技術的・運用的対策を講じておりますが、想定外の事象が発生した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、AIの学習・利用・生成物に関する法規制やガイドラインの整備が進む中、規制の新設・強化や解釈の変更等により、当社のサービス提供に追加的な対応コス

トが発生し、またはサービス提供に制約が生じる可能性があります。

(17) 計算資源・モデル供給リスク

AIワークロードの運用には、GPU等の計算資源、電力、冷却設備、ならびに関連ソフトウエアの継続的な確保が必要となります。半導体供給の逼迫、価格高騰、納期遅延、電力コストの上昇等が発生した場合には、当社の設備投資負担やサービス原価が増加し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が利用するOSSを含むAI関連ソフトウエアやモデルについて、脆弱性の顕在化、更新停止、ライセンス条件の変更等が発生した場合、代替手段の確保や追加開発が必要となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(18) 配当について

当社では、株主に対しての利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在の時点で成長拡大期にあり、経営基盤や財務体質の強化に加え、事業拡大と積極的な事業展開のための設備投資に注力することで、さらなる事業拡大、及び増収を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、財政状態及び経営成績を踏まえ株主への利益配当を検討する方針としておりますが、現時点では配当の実施、及びその時期などについては未定です。

(19) 販売先への依存

(BREXA Holdings)

当社は長らく、主要顧客である株式会社BREXA Holdingsに対する売上高が高い水準にあります。第24期事業年度における売上構成比は約40%となっておりますが、2025年7月に社名変更を伴う大規模な体制変更を実施している状況と、現状の同社への営業状況を考慮すると、今後は同社への売上依存度は20%ほどに下がる見込みであります。加えて、販売代理店制度を整備し販路の拡大を図り一定の新規顧客を確保することにより、同社への売上依存度を下げる方針です。

当社は同社と良好な関係を維持しておりますが、株式会社BREXA Holdingsの経営方針及び経営状況など外的要因により、同社からの受注が大幅に減少した場合、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(KSG)

KSG株式会社は、販売代理店制度を整備する以前より複数の顧客に対して販売実績があり、第24期事業年度における売上構成比は約29%となっております。今後も同販売先との取引は拡大していくと見込まれますが、他の販売先との取引をそれ以上に拡大することで、相対的に依存度を低くしていく方針であります。

しかしながら、KSG株式会社の事業戦略の変更に伴う販売代理店契約の解消又は販売規模の縮小などの事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(20) J-Adviser契約

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、2026年１月15日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の

通りです。
なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞
当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。
①債務超過
甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。
なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。
ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面
（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
②銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合
③破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。
ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。
（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
⑤事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等
（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受

けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てて

おくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
⑯全部取得
　甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
⑰株式等売渡請求による取得
　特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
⑱株式併合
　甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
⑲反社会的勢力の関与
　甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
⑳その他
　前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞
１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5　【重要な契約等】

該当事項はありません。

6　【研究開発活動】

当社は、エンタープライズ向けプライベートクラウドサービスの提供を事業の中核としており、サービスの競争力および持続的な成長を確保するため、継続的な研究開発活動を行っております。ただし、現時点では特定の研究成果の外部提供や、研究開発費の個別開示を要する段階には至っておりません。

(クラウドサービス事業)

プライベートクラウド基盤技術に関する研究開発として、ハイパーバイザー技術、ストレージ技術およびネットワーク制御技術を組み合わせたクラウド基盤の高度化・自動化に取り組んでおります。これには、当社独自のクラウド基盤技術である「InfiniCloud HV」を中核とした、運用効率向上および安定性向上を目的とした技術開発が含まれます。また、分散したデータセンター環境を連携・統合するための運用制御技術に関する研究開発を行っております。これは、地域ごとに分散したデータセンターが独立性を保ちながら連携可能なクラウド基盤を実現するためのものとなっております。

(その他)

生成AIの普及に伴い、プライベートクラウド環境上でAIを安全かつ効率的に実行・運用するための基盤技術に関する研究開発を行っております。これには、企業の業務や目的に合わせて最小限の構成から導入できるAI基盤である「InfiniCloud AI」の開発が含まれます。

7　【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえて合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実績の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用した重要な会計方針は「第６【経理の状況】【財務諸表等】(１)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第６【経理の状況】【財務諸表等】(１)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第24期事業年度(自　2024年10月１日　至　2025年９月30日)

当事業年度末における資産・負債及び純資産の状況とそれらの要因は次のとおりです。

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ55,010千円増加し、318,426千円

となりました。
流動資産は、前事業年度に比べ55,360千円増加し、184,088千円となりました。主な要因は、現金及び預金が52,221千円、売掛金が1,345千円、前払費用が2,048千円、それぞれ増加したことなどによるものです。
　固定資産は、前事業年度に比べ350千円減少し、134,338千円となりました。主な要因は、工具、器具及び備品が1,072千円、長期前払費用が505千円、それぞれ増加した一方、建物附属設備が1,434千円、ソフトウエアが907千円、それぞれ減少したことなどによるものです。
（負債）
　当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ15,452千円増加し、229,108千円となりました。
流動負債は、前事業年度に比べ42,876千円増加し、181,490千円となりました。主な要因は、短期借入金が5,900千円、未払金が25,381千円、未払消費税等が16,764千円、それぞれ増加した一方、買掛金が1,964千円、1年内返済予定の長期借入金が4,066千円、それぞれ減少したことなどによるものです。
　固定負債は、前事業年度に比べ27,423千円減少し、47,617千円となりました。主な要因は、長期借入金が26,170千円減少したことなどによるものです。
（純資産）
　当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ39,557千円増加し、89,318千円となりました。主な要因は、利益剰余金が35,957千円増加したことなどによるものです。

　第25期中間会計期間(自　2025年10月１日　至　2026年３月31日)
　当中間会計期間末における資産・負債及び純資産の状況とそれらの要因は次のとおりです。
（資産）
　当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ14,417千円増加し、332,844千円となりました。主な要因は、工具、器具及び備品が73,723千円、売掛金が9,552千円、それぞれ増加した一方、現金及び預金が59,949千円、前払費用が8,152千円、それぞれ減少したことなどによるものです。
（負債）
　当中間会計期間末の負債の合計は、前事業年度末に比べ1,434千円増加し、230,543千円となりました。主な要因は、長期借入金が27,980千円、未払法人税等が5,008千円、それぞれ増加した一方、短期借入金が14,900千円、その他流動負債が20,946千円減少したことなどによるものです。
（純資産）
　当中間会計期間末の純資産の合計は、前事業年度末に比べ12,983千円増加し、102,301千円となりました。主な要因は、繰越利益剰余金が6,983千円、資本金が4,800千円、資本剰余金が4,800千円、それぞれ増加した一方、新株式申込証拠金が3,600千円減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析
「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析
　当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について
　経営者の問題意識と今後の方針につきましては「３【対処すべき課題】」に記載

のとおりです。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について
「４【事業等のリスク】」に記載のとおりです。

(7) 運転資本
上場予定日（2026年11月30日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから、十分であると認識しております。

第４【設備の状況】

１　【設備投資等の概要】

第24期事業年度において実施した設備投資の総額は、44,104千円（無形固定資産を含む。）であります。主なものは、クラウドサービス事業における各データセンターの設備強化や機材調達、及びセグメントに属さない設備投資として自社使用サーバやPCの更新などであります。

セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	投資金額（千円）
クラウドサービス事業	37,833
その他	―
セグメントに属さない設備投資	6,271
合計	44,104

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２　【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年３月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（名）
			建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウエア	その他	合計	
本社（静岡市葵区）	クラウドサービスその他	事務所ネットワーク設備	14,874	59,185	5,522	―	79,582	23（３）
焼津データセンター（静岡県焼津市）	クラウドサービス	ネットワーク設備	―	66,249	―	―	66,249	―（―）
飯田橋データセンター（東京都文京区）	クラウドサービス	ネットワーク設備	―	26,253	―	―	26,253	―（―）
堂島データセンター（大阪市北区）	クラウドサービス	ネットワーク設備	―	12,810	―	―	12,810	―（―）
飯田橋データセンター他４拠点	クラウドサービス	ネットワーク設備	―	12,464	―	―	12,464	―（―）

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は、その他の無形固定資産であり、建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定は含んでおりません。

２．事務所及びデータセンターの賃借料の総額は53,622千円であります。

３．従業員数の（ ）は、臨時従業員数を外書しております。

３　【設備の新設、除却等の計画】（2026年９月30日現在）

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１　【株式等の状況】

（１）　【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,752,000	1,314,000	438,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,752,000	1,314,000	438,000	―	―

（２）　【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2023年９月28日臨時株主総会及び2023年10月31日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2025年９月30日）	公表日の前月末現在 （2026年９月30日）
新株予約権の数（個）	2,633	2,233
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,633（注）１	8,932（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,000（注）２	1,500（注）２
新株予約権の行使期間	自　2025年11月１日 至　2033年９月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　6,000 資本組入額　3,000 （注）３	発行価格　1,500 資本組入額　750 （注）３
新株予約権の行使の条件	（注）５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在においては１株とし、公表日の前月末現在においては、４株とする。

ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、最近事業年度末現在の新株予約権については、6,000円。公表日の前月末現在の新株予約権については、1,500円とする。
なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができる。
３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
４．新株予約権の取得に関する事項
①　当社は、新株予約権の割当を受けた者が下記５．に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には本新株予約権を無償で取得することができる。
②　当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
③　当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
５．新株予約権の行使の条件
①　新株予約権発行時において従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦　再編対象会社による新株予約権の取得

上記４．に準じて決定する。

⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．に準じて決定する。

７．新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第２回新株予約権（2025年９月19日臨時株主総会及び2025年９月26日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2025年９月30日）	公表日の前月末現在 （2026年９月30日）
新株予約権の数（個）	―	2,655
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	―	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	―	10,620（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	―	1,500（注）２
新株予約権の行使期間	―	自　2027年９月27日 至　2035年９月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	―	発行価格　　1,500 資本組入額　　750 （注）３
新株予約権の行使の条件	―	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	―	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	（注）６

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、新株予約権の割当日現在においては１株とし、公表日の前月末現在においては、４株とする。

ただし、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日現在の新株予約権については、6,000円。公表日の前月末現在の新株予約権については、1,500円とする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができる。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の取得に関する事項

①　当社は、新株予約権の割当を受けた者が下記５．に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には本新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

③　当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

５．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権発行時において従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。

②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦　再編対象会社による新株予約権の取得

上記４．に準じて決定する。

⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．に準じて決定する。

７．新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（３）　【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）　【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）　【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2022年10月８日（注）１	普通株式 87,200	普通株式 88,000	―	40,000	―	―
2022年11月30日（注）２	普通株式 13,500	普通株式 101,500	40,500	80,500	40,500	40,500
2024年９月27日（注）３	普通株式 3,000 A種優先株式 3,400	普通株式 104,500 A種優先株式 3,400	19,200	99,700	19,200	59,700
2025年10月１日（注）４	普通株式 1,600	普通株式 106,100 A種優先株式 3,400	4,800	104,500	4,800	64,500
2026年３月11日（注）５	普通株式 3,400 A種優先株式 △3,400	普通株式 109,500 A種優先株式 0	―	104,500	―	64,500
2026年３月13日（注）６	普通株式 328,500	普通株式 438,000	―	104,500	―	64,500

（注）１．2022年９月12日開催の取締役会決議により、2022年10月８日付で普通株式１株を110株に株式分割しております。

２．有償第三者割当　普通株式　13,500株
発行価格　6,000円
資本組入額　3,000円
割当先　法人株主４社

３．有償第三者割当　普通株式　3,000株
発行価格　6,000円
資本組入額　3,000円
割当先　個人株主３名
A種優先株式　3,400株
発行価格　6,000円
資本組入額　3,000円
割当先　法人株主１社

４．有償第三者割当　普通株式　1,600株
発行価格　6,000円
資本組入額　3,000円
割当先　個人株主４名

５．2026年２月24日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
また、2026年２月24日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を決議し、2026年３月11日付で自己株式3,400株の消却を実施しました。

６．2026年２月24日開催の取締役会決議により、2026年３月13日付で普通株式１株を４株に株式分割しております。

（６） 【所有者別状況】

2026年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	2	3	―	1	7	13	―
所有株式数（単元）	―	―	396	2,680	―	20	1,284	4,380	―
所有株式数の割合（%）	―	―	9.04	61.18	―	0.46	29.32	100	―

（７） 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 438,000	4,380	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	438,000	―	―
総株主の議決権	―	4,380	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

（８） 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2023年９月28日	2025年９月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員17名 （注） 2	当社従業員25名 （注） 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

(注) 1.「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。
2. 本書公表日現在、付与対象者は退職による減少および役員就任により、当社取締役２名、当社従業員11名であります。
3. 本書公表日現在、付与対象者は退職による減少により、当社従業員23名であります。

（９） 【従業員株式所有制度の内容】
該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】
【株式の種類等】
会社法第155条第１号に基づくA種優先株式の取得。

（１） 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（２） 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
取締役会(2026年２月24日)での決議状況 (取得期間2026年２月24日～2026年３月11日)	A種優先株式　3,400	―
最近事業年度前における取得自己株式	―	―
最近事業年度における取得自己株式 (2024年10月１日～2025年９月30日)	―	―
残存決議株式の総数及び価額の総額	―	―
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	―	―
最近期間における取得自己株式	A種優先株式　3,400	―
公表日現在の未行使割合(%)	―	―

(注) 2026年２月24日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2026年３月11日付で消却しております。

（３） 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

（４） 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―

消却の処分を行った取得自己株式	―	―	A種優先株式 3,400	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（　　）	―	―	―	―
保有自己株式数	―	―	―	―

（注）A種優先株式のすべてについて、2026年３月11日付で消却しております。

３　【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。そのうえで、健全な財務体質の維持と事業拡大のための成長投資に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、経営成績と財務状況を勘案して利益還元を行うことを基本的な配当政策としております。

剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

今後、安定的な利益の積み上げを実現し、財務基盤が充実してまいりましたら、配当による利益還元を行いたいと考えております。

４　【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

５　【役員の状況】

男性８名　女性―名　（役員のうち女性の比率―%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	CEO	瀧 康史	1971年 ５月27日	1996年４月 1998年４月 2001年11月 2014年５月	株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント入社 株式会社ポリフォニー・デジタル入社 有限会社ジャストプレイヤー（現　当社）設立 代表取締役CEO就任（現任） 株式会社Teable　取締役就任	（注）３	（注）５	259,200 （注）６
取締役	COO	山田 泰資	1977年 １月21日	2001年４月 2021年２月 2025年10月	株式会社静岡朝日テレビ入社 当社　営業本部長就任（現任） 当社　取締役COO就任（現任）	（注）３	（注）５	―
取締役	CTO	小熊 浩典	1982年 ４月24日	2001年８月 2006年４月 2010年４月 2014年６月 2021年７月	合資会社バイパス・ネットワークス 有限責任社員 株式会社ビーピーエス 取締役就任 千葉大学「ボランティア実習」非常勤講師 松戸市社会教育委員受嘱 当社　取締役CTO兼エンジニアリング本部長就任（現任）	（注）３	（注）５	30,400
取締役	CFO	向 正裕	1974年 11月25日	1997年４月 1999年７月 2021年７月 2023年９月 2025年10月	株式会社セガ入社 インフォコム株式会社入社 株式会社WOW WORLD GROUP 入社 当社　管理本部長就任（現任） 当社　取締役CFO就任（現任）	（注）３	（注）５	2,000
取締役 （注）１	―	孫 龍活	1964年 ５月29日	1990年10月 2000年10月 2003年４月 2004年９月 2013年５月 2017年５月 2018年11月 2020年１月 2022年11月	株式会社CBSソニー・グループ（現株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント）入社 NTTコミュニケーションズ株式会社入社 ビー・ビー・ケーブル株式会社入社 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン　執行役員 スポティファイジャパン株式会社入社 株式会社フジパシフィックミュージック　執行役員 アマゾンジャパン合同会社入社 ユニバーサルミュージック合同会社入社 当社　取締役就任（現任）	（注）３	（注）５	2,000

常勤 監査役 (注)２	―	杉山 悦男	1961年 12月26日	1984年４月 2025年10月	株式会社富士通静岡エンジニアリング（現富士通株式会社）入社 当社　常勤監査役就任（現任）	(注) ４	(注)５	2,000
監査役 (注)２	―	大野 篤	1963年 ３月29日	1986年４月 1987年６月 2009年２月 2014年５月 2017年１月 2017年10月 2017年11月 2018年６月 2018年６月 2018年11月 2021年１月 2021年６月 2021年12月 2025年11月	三菱重工業株式会社入社 日興証券株式会社（現　SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社東京証券取引所グループ（現　株式会社日本取引所グループ）入社 リーディング証券株式会社入社 常務執行役員投資銀行　本部長 合同会社ユア・ロード設立　代表社員（現任） キスソニックス株式会社　社外監査役就任 株式会社アスタリスク　社外監査役就任 株式会社OKINAWA　J-Adviser（現株式会社OJAD）社外取締役就任 スタートリー株式会社　社外取締役就任 株式会社アスタリスク　社外取締役就任・監査等委員 株式会社クラウド・マーケティング　社外監査役就任 株式会社ナンガ　社外監査役就任（現任） 当社　監査役(非常勤)就任(現任) 株式会社フリックフィット　社外監査役就任	(注) ４	(注) ５	400
監査役 (注)２	―	小澤 公一	1976年 ３月10日	2002年10月 2011年５月 2014年２月 2017年６月 2017年８月 2022年11月 2024年３月	監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）トータルサービス 入所 公認会計士・税理士　小澤公一事務所　登録（現任） 監査法人和宏事務所　社員（現任） 株式会社DMM Bitcoin　監査役就任 株式会社 DMM.com証券　監査役就任（現任） 当社　監査役(非常勤)就任(現任) ARC Therapies 株式会社社外取締役就任（現任）	(注)４	(注)５	―
計								296,000

（注）１．取締役　孫 龍活は、社外取締役であります。
２．監査役　杉山 悦男、大野 篤及び小澤 公一は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2026年３月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終

了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2026年３月13日開催の定時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．2025年９月期における役員報酬の総額は、53,310千円を支給しております。
６．代表取締役　瀧 康史の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合資会社瀧事務所が所有する株式数240,000株を含んでおります。

6　【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）　【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、すべてのステークホルダーとの対話を通じて持続的成長と企業価値の向上を実現することがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しています。このため、企業倫理の醸成と、法令遵守のために常設委員会としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。株主をはじめとしたすべてのステークホルダーに経営情報を開示し、経営の公正性と透明性を確保することが、コーポレート・ガバナンスの充実だと考えています。さらに、法令の水準に甘んずることなく、会社が「善良な企業市民」として評価されるよう社会と協働し、社会から信頼される企業を目指します。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることで、高い牽制機能をもつ体制の確立を図り、当社のガバナンス機能の強化向上につなげています。

イ．企業統治の体制

当社は、会社法に基づき、取締役会及び監査役会を設置するとともに、内部監査責任者、内部監査担当者を任命しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役である瀧 康史を議長とした取締役５名で構成されております。４名の常勤取締役（瀧 康史、小熊 浩典、向 正裕、山田 泰資）に加え、１名の非常勤の社外取締役（孫 龍活）は、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤の社外監査役である杉山 悦男を議長とした監査役３名で構成されております。１名の常勤の社外監査役（杉山 悦男）及び２名の非常勤の社外監査役（大野 篤、小澤 公一）は、原則月１回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

三様監査については、監査役、監査法人及び内部監査責任者より、それぞれの監査計画と実施状況並びに監査結果について報告を受け、相互に情報連携及び意見交換を実施することで監査品質の向上を図っております。

c．内部監査

当社の内部監査は、専任の内部監査責任者、内部監査担当者を配置しておりませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役により指名された内部監査責任者、内部監査担当者３名により、全部署に対して監査を実施しております。内部監査責任者、内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査責任者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。

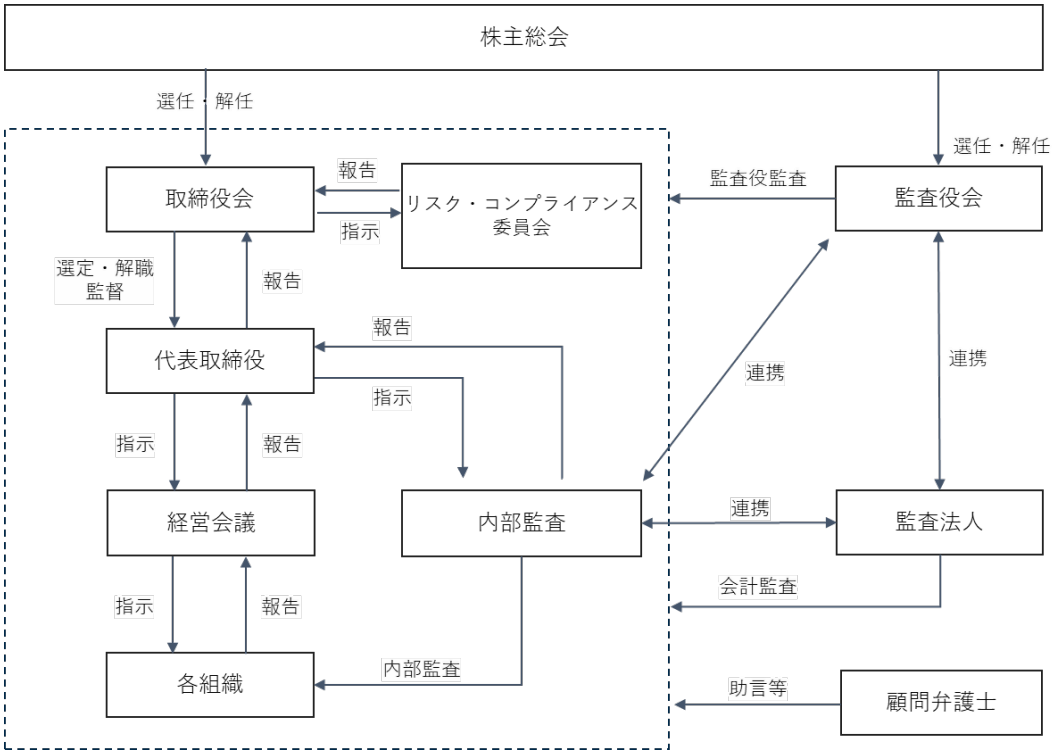
d. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役である瀧 康史を委員長とし、各本部長および事務局メンバーで構成されており、四半期に１回開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングし、内部通報窓口を設置することで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

e. 会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。2025年９月期において監査を執行した公認会計士は、西川 福之、嶋田 聖の計２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士６名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにつきましては、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、2022年11月14日の取締役会

にて、内部統制基本方針を定める決議を行っております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

１．当会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当会社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンス規程を制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当会社の理解を深め、当会社におけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当会社の取締役（社外取締役を除く。）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関する社内研修制度を構築し、実施する。
2. 当会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当会社に、当会社の代表取締役を委員長とし、各組織を統括する者を委員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
3. 当会社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当会社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
4. 当会社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に出席し、理解を高める。
5. 当会社におけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当会社すべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプラインを設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。
6. 当会社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、全社一丸となって反社会的勢力排除の徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とし、反社会的勢力による不当要求からすべての役員および従業員の安全を確保し、反社会的勢力と一切の関与を持たない旨を基本方針とする。（「反社会的勢力排除規程」第１条参照。）また、当会社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力排除規程」を制定し、所管組織を管理本部と定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「機密保持契約書」、「サービス利用約款」、「InfiniCLOUD利用約款」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。なお、所轄警察署や暴力追放運動推進センターと連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。
7. 他の業務執行組織から独立した当会社の内部監査責任者、内部監査担当者による内部監査を実施する。内部監査を通じて当会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当会社の使用人の職務執行の適正性を確保する。
8. 当会社の監査役と内部監査責任者、内部監査担当者は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

２．当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 取締役会等の議事録や稟議書等、当会社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
2. 当会社の取締役及び監査役は、取締役会及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

３．当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当会社におけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に

係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当会社の各組織が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当会社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。

2. 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当会社において「災害発生時避難マニュアル」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。
3. 当会社全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をリスク・コンプライアンス委員会にて行う。
4. リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、リスク管理体制を整備する。
5. 他の業務執行組織から独立した当会社の内部監査責任者、内部監査担当者による内部監査を実施する。内部監査を通じて、当会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

４．当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当会社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。
2. 当会社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
3. その他社内規程を整備することにより、当会社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

５．その他の当会社における業務の適正を確保する体制

1. 上記１から４に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。
 1. 当会社の内部監査責任者、内部監査担当者は、当社取締役会が承認した内部統制評価基本計画書に基づき、当会社に対する内部統制評価を実施し、その結果を取締役会に上程し承認を受ける。

６．財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当会社の内外の者が当会社の活動を認識するうえで、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当会社の社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
2. 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
3. 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査責任者、内部監査担当者によって評価する。

７．当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当会社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当会社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
2. 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。

3．監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

８．当会社の取締役及び使用人が当会社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1．当会社の監査役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。

2．前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当会社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。

3．当会社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当会社の監査役へ報告するものとし、これに準拠した体制を構築させる。

(a)．法令、定款に違反する又はその虞がある事項、及び社内規程、コンプライアンス規程に違反する重大な事項

(b)．会社に著しく損害を及ぼす虞がある事項

(c)．当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項

(d)．その他業務遂行上必要と判断した事項

4．当会社の内部監査責任者、内部監査担当者は、その実施した当会社における内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当会社の監査役へ報告する。

5．当会社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプラインにて受けた通報の内容を、当会社の監査役へ報告する。

6．当会社の監査役へ報告を行った当会社の取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。

９．当会社の監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

1．監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

10．その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を定め、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。

2．代表取締役は、当会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

3．監査役は、当会社の監査法人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

4．取締役は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

b．リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するためにリスク管理規程及びコンプライアンス規程を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク・コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、全社的なリスク管理体制、コンプライアンス体制の強化を図っております。

c．個人情報保護等の体制の整備状況

個人情報の適正な取扱いに関して個人情報保護管理規程等を定め、情報セキュリティ体制を強化しております。管理本部長を個人情報管理責任者とし、本規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用又は改竄されたりすること等がないように実施しております。

④　取締役の定数

当社は、取締役の定数を７名以内とする旨を定款に定めております。

⑤　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑥　責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役、監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

（２）　【監査報酬の内容等】

①　【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度（第24期）	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	18,300	―
計	18,300	―

②　【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③　【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

監査報酬につきましては、当社の規模・特性、監査時間等を勘案し、取締役会の決議にあたり監査役会の同意を得て決定しております。

第６　【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第６項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

３．監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当事業年度（2024年10月１日から2025年９月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年10月１日から2026年３月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

（１）　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	65,560	117,782
売掛金	21,535	22,880
契約資産	－	44
貯蔵品	20,128	19,374
前渡金	2	510
前払費用	21,493	23,542
その他	82	37
貸倒引当金	△75	△84
流動資産合計	128,727	184,088
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	17,026	15,591
工具、器具及び備品（純額）	102,166	103,238
有形固定資産合計	※１　119,192	※１　118,829
無形固定資産		
ソフトウエア	7,564	6,656
ソフトウエア仮勘定	662	597
無形固定資産合計	8,226	7,253
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	1,618	2,124
敷金	5,640	6,120
投資その他の資産合計	7,269	8,254
固定資産合計	134,688	134,338
資産合計	263,416	318,426

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,876	1,911
契約負債	1,521	2,522
短期借入金	※２ 72,000	※２ 77,900
１年内返済予定の長期借入金	30,236	26,170
未払金	25,366	50,747
未払費用	790	824
未払法人税等	586	586
前受金	297	－
預り金	3,254	3,378
未払消費税等	685	17,449
流動負債合計	138,614	181,490
固定負債		
長期借入金	68,052	41,882
資産除去債務	4,319	4,330
長期未払金	2,669	1,405
固定負債合計	75,041	47,617
負債合計	213,656	229,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,700	99,700
新株式申込証拠金	※３ －	※３ 3,600
資本剰余金		
資本準備金	59,700	59,700
資本剰余金合計	59,700	59,700
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△109,639	△73,681
利益剰余金合計	△109,639	△73,681
株主資本合計	49,760	89,318
純資産合計	49,760	89,318
負債純資産合計	263,416	318,426

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2026年３月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	57,833
売掛金	32,433
貯蔵品	16,726
前払費用	15,389
その他	1,560
貸倒引当金	△29
流動資産合計	123,914
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	176,962
その他（純額）	14,874
有形固定資産合計	191,836
無形固定資産	5,750
投資その他の資産	11,343
固定資産合計	208,930
資産合計	332,844
負債の部	
流動負債	
買掛金	414
短期借入金	※ 63,000
１年内返済予定の長期借入金	27,602
未払金	55,210
未払法人税等	5,595
その他	3,228
流動負債合計	155,051
固定負債	
長期借入金	69,862
資産除去債務	4,335
その他	1,294
固定負債合計	75,491
負債合計	230,543
純資産の部	
株主資本	
資本金	104,500
資本剰余金	64,500
利益剰余金	△66,698
株主資本合計	102,301
純資産合計	102,301
負債純資産合計	332,844

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）	当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）
売上高	※１ 513,287	※１ 604,318
売上原価	273,166	310,013
売上総利益	240,120	294,304
販売費及び一般管理費		
役員報酬	56,100	53,310
減価償却費	4,149	5,325
貸倒引当金繰入額	△70	9
退職給付費用	3,869	2,406
従業員給料及び手当	88,162	90,556
支払報酬	43,336	30,683
その他	※２ 92,912	※２ 83,360
販売費及び一般管理費合計	288,460	265,650
営業利益又は営業損失（△）	△48,339	28,654
営業外収益		
受取利息	0	86
受取配当金	0	0
受取手数料	－	9,450
その他	943	875
営業外収益合計	944	10,412
営業外費用		
支払利息	1,735	2,342
契約中途解約損	877	－
その他	273	179
営業外費用合計	2,887	2,522
経常利益又は経常損失（△）	△50,282	36,544
特別利益		
固定資産売却益	※３ 317	－
退職給付制度終了益	2,349	－
特別利益合計	2,667	－
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△47,614	36,544
法人税、住民税及び事業税	586	586
法人税等合計	586	586
当期純利益又は当期純損失（△）	△48,201	35,957

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）		当事業年度 （自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ 労務費		46,462	16.8	65,319	20.4
Ⅱ 経費	※1	229,839	83.2	254,644	79.6
当期総費用		276,301	100.0	319,963	100.0
合計		276,301		319,963	
他勘定振替高	※2	3,135		9,950	
当期売上原価		273,166		310,013	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

（注）※1　経費のうち主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）
仕入高(千円)	42,225	45,620
ライセンス利用料(千円)	17,026	43,379
保守料(千円)	22,693	19,794
データセンター利用料(千円)	89,237	91,397
減価償却費(千円)	41,524	40,114

※2　他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）
ソフトウエア仮勘定(千円)	2,929	1,159
研究開発費(千円)	―	412
修繕費(千円)	205	8,377

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年10月１日 至 2026年３月31日）
売上高	303,946
売上原価	146,709
売上総利益	157,237
販売費及び一般管理費	
役員報酬	38,220
従業員給料及び手当	38,249
退職給付費用	1,005
減価償却費	2,984
貸倒引当金繰入額	△55
その他	61,211
販売費及び一般管理費合計	141,615
営業利益	15,621
営業外収益	
受取利息	71
物品売却益	55
その他	47
営業外収益合計	174
営業外費用	
支払利息	973
上場関連費用	4,807
その他	87
営業外費用合計	5,869
経常利益	9,926
税引前中間純利益	9,926
法人税、住民税及び事業税	2,943
法人税等合計	2,943
中間純利益	6,983

③　【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	80,500	40,500	40,500	△61,438	△61,438	59,561	59,561
当期変動額							
新株の発行	19,200	19,200	19,200	－	－	38,400	38,400
当期純損失(△)	－	－	－	△48,201	△48,201	△48,201	△48,201
当期変動額合計	19,200	19,200	19,200	△48,201	△48,201	△9,801	△9,801
当期末残高	99,700	59,700	59,700	△109,639	△109,639	49,760	49,760

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	99,700	－	59,700	59,700	△109,639	△109,639	49,760	49,760
当期変動額								
新株式申込証拠金の払込	－	3,600	－	－	－	－	3,600	3,600
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	35,957	35,957	35,957	35,957
当期変動額合計	－	3,600	－	－	35,957	35,957	39,557	39,557
当期末残高	99,700	3,600	59,700	59,700	△73,681	△73,681	89,318	89,318

④　【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月1日 至　2025年9月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△47,614	36,544
減価償却費	45,673	45,440
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△70	9
受取利息及び受取配当金	△0	△86
受取手数料	－	△9,450
為替差損益（△は益）	33	△7
支払利息	1,735	2,342
固定資産売却益	△317	－
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△4,398	－
売上債権の増減額（△は増加）	△2,701	△1,389
棚卸資産の増減額（△は増加）	△19,452	△2,648
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△391	△2,498
長期前払費用の増減額（△は増加）	4,682	△505
仕入債務の増減額（△は減少）	1,284	△1,964
未払又は未収消費税等の増減額	△19,091	16,764
未払金の増減額（△は減少）	△9,360	24,946
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△141	861
長期未払金の増減額（△は減少）	2,669	△1,263
その他	985	△3
小計	△46,474	107,090
利息及び配当金の受取額	0	86
手数料の受取額	－	9,450
利息の支払額	△1,735	△2,342
法人税等の還付額	0	0
法人税等の支払額	△586	△586
営業活動によるキャッシュ・フロー	△48,795	113,697
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△36,419	△39,108
有形固定資産の売却による収入	450	0
無形固定資産の取得による支出	△3,415	△1,159
敷金の差入による支出	－	△480
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,385	△40,747
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	219,000	180,000
短期借入金の返済による支出	△147,000	△174,100
長期借入れによる収入	33,700	－
長期借入金の返済による支出	△29,165	△30,236
新株式申込証拠金の払込による収入	－	3,600
株式の発行による収入	38,400	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,935	△20,736
現金及び現金同等物に係る換算差額	△33	7
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26,720	52,221
現金及び現金同等物の期首残高	38,840	65,560
現金及び現金同等物の期末残高	※　65,560	※　117,782

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	9,926
減価償却費	25,802
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△55
受取利息	△71
上場関連費用	4,807
為替差損益（△は益）	△3
支払利息	973
売上債権の増減額（△は増加）	△9,507
棚卸資産の増減額（△は増加）	2,331
その他の流動資産の増減額（△は増加）	7,695
長期前払費用の増減額（△は増加）	411
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,497
未払金の増減額（△は減少）	△1,290
未払又は未収消費税等の増減額	△18,019
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（△は減少）	2,663
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△3,496
その他	△106
小計	20,565
利息の受取額	71
利息の支払額	△973
法人税等の還付額	13
法人税等の支払額	△597
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△91,604
差入保証金の差入による支出	△3,500
その他	368
投資活動によるキャッシュ・フロー	△94,735
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	128,000
短期借入金の返済による支出	△142,900
長期借入れによる収入	44,000
長期借入金の返済による支出	△14,588
上場関連費用の支出	△4,807
株式の発行による収入	6,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,704
現金及び現金同等物に係る換算差額	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△59,949
現金及び現金同等物の期首残高	117,782
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　57,833

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　15～18年

工具、器具及び備品　４～５年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．外貨建の資産及び負債への本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　クラウドサービス事業

クラウドサービスに係る収益は、主にクラウドサービスの利用であり、サービス利用約款に基づき顧客にクラウドサービスを提供する履行業務を負っております。サービス導入までに係る環境構築等の費用は当社のプラットフォームサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。その後の利用料は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、契約期間にわたって収益を認識しております。

②　その他

商品の販売に係る収益は、主に他社から仕入れたソフトウエアライセンス等の販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	119,192	118,829
無形固定資産	8,226	7,253
減損損失	―	―

当事業年度において減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目としております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では、事業用資産については、管理会計上の区分を行う際の単位等を考慮して資産グループを決定し、減損の兆候の判定を行っております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位で、減損の兆候の判定を行っております。

減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたします。

② 重要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎としており、既存顧客における追加の案件獲得や新規顧客の案件獲得による売上高の増加を前提としていることから、将来の案件獲得予測を重要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の市場環境の変化等により影響を受けるため、見積りに使用した仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準等）
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028 年９月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）
※１ 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2024 年９月 30 日）	当事業年度 （2025 年９月 30 日）
有形固定資産の減価償却累計額	232,873 千円	270,197 千円

※２ 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2024 年９月 30 日）	当事業年度 （2025 年９月 30 日）
当座貸越極度額	100,000 千円	50,000 千円
借入実行残高	42,000	―
差引額	58,000	50,000

※３ 新株式申込証拠金は次のとおりであります。
当事業年度（2025 年９月 30 日）

株式の発行数	600 株
資本金増加の日	2025 年 10 月１日
資本準備金に繰入れる予定の金額	1,800 千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「【注記事項】（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
	－千円	412千円

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
工具、器具及び備品	317千円	－千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）１	101,500	3,000	―	104,500
A種優先株式（注）２	―	3,400	―	3,400
合計	101,500	6,400	―	107,900
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（注）１．普通株式の発行済株式数の増加3,000株は、2024年９月27日を払込期日とする第三者割当増資による増加であります。

２．A種優先株式の発行済株式数の増加3,400株は、2024年９月27日を払込期日とする第三者割当増資による増加であります。

３．当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

２．新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―	―

（注）ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は０円のため、当事業年度末残高はありません。また、第１回ストック・オプションとしての新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	104,500	―	―	104,500
A種優先株式（注）	3,400	―	―	3,400
合計	107,900	―	―	107,900
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（注）当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

２．新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―	―

（注）ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であり、付与時における単位当たりの本源的価値は０円のため、当事業年度末残高はありません。また、第１回ストック・オプションとしての新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
現金及び預金勘定	65,560千円	117,782千円
現金及び現金同等物	65,560	117,782

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
１年内	11,163千円	4,106千円
１年超	2,763	4,410
合計	13,926	8,516

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、短期的な運転資金及び設備投資資金（長期）を必要に応じて銀行等金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、オフィスの賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後６年であります。このうち一部の有利子負債については変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

長期未払金は、主に退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う資産の未移換額であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信残高を設定した上で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によるリスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

金利の変動リスクについては、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、74.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年９月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)敷金	5,640	5,029	△611
資産計	5,640	5,029	△611
(1)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	98,288	97,669	△618
(2)長期未払金	2,669	2,564	△105
負債計	100,957	100,233	△724

(*1)市場価格のない株式は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度（2024年９月30日）
信用金庫出資金	10

当事業年度（2025年９月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)敷金	6,120	5,134	△986
資産計	6,120	5,134	△986
(1)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	68,052	66,746	△1,305
(2)長期未払金	1,405	1,344	△60
負債計	69,457	68,091	△1,366

(*1)市場価格のない株式は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当事業年度（2025年９月30日）
信用金庫出資金	10

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	65,560	－	－	－
売掛金	21,535	－	－	－
合計	87,096	－	－	－

（注）敷金5,640千円については、償還時期が確定していないため、上表には含めておりません。

当事業年度（2025年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	117,782	－	－	－
売掛金	22,880	－	－	－
合計	140,663	－	－	－

（注）敷金6,120千円については、償還時期が確定していないため、上表には含めておりません。

（注）２．短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	72,000	－	－	－	－	－
長期借入金	30,236	26,170	12,840	11,232	7,685	10,125
合計	102,236	26,170	12,840	11,232	7,685	10,125

当事業年度（2025年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	77,900	－	－	－	－	－
長期借入金	26,170	12,840	11,232	7,685	4,500	5,625
合計	104,070	12,840	11,232	7,685	4,500	5,625

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	5,029	－	5,029
資産計	－	5,029	－	5,029
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	97,669	－	97,669
長期未払金	－	2,564	－	2,564
負債計	－	100,233	－	100,233

当事業年度（2025年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	5,134	－	5,134
資産計	－	5,134	－	5,134
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	66,746	－	66,746
長期未払金	－	1,344	－	1,344
負債計	－	68,091	－	68,091

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、2024年４月より退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。これにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 2007年２月７日）を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

これに伴い、前事業年度において「退職給付制度終了益」2,349千円を特別利益に計上しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
退職給付引当金の期首残高	4,398千円	－千円
退職給付費用	2,766	－
退職給付の支払額	－	－
制度への拠出額	△4,815	－
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	△2,349	－
退職給付引当金の期末残高	－	－

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
非積立型制度の退職給付債務	－千円	－千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	－	－
退職給付引当金	－	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	－	－

(3) 退職給付費用

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
簡便法で計算した退職給付費用	2,766千円	－千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度1,577千円、当事業年度3,336千円であります。

４．その他の事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は4,815千円であり、４年間で移換する予定です。

なお、当事業年度末時点の未移換額2,407千円は、未払金、長期未払金に計上しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　3,000株
付与日	2023年11月１日
権利確定条件	「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2025年11月１日 至 2033年９月27日

（注）株式数に換算して記載しております。
また、当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前　（株）	
前事業年度末	－
付与	3,000
失効	367
権利確定	－
未確定残	2,633
権利確定後　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注）第１回新株予約権の一部は付与対象者の権利放棄等により失効しております。
また、当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

②単価情報

	第１回新株予約権
権利行使価格　（円）	6,000
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価（円）	－

（注）当社は、2026 年３月 13 日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の株式価値は、類似会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

当事業年度（自　2024 年 10 月１日　至　2025 年９月 30 日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　17 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　3,000 株
付与日	2023 年 11 月１日
権利確定条件	「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2025 年 11 月１日 至 2033 年９月 27 日

（注）株式数に換算して記載しております。
また、当社は、2026 年３月 13 日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025 年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前　　（株）	
前事業年度末	2,633
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	2,633
権利確定後　　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注）当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

②単価情報

	第１回新株予約権
権利行使価格　　（円）	6,000
行使時平均株価　　（円）	－
付与日における公正な評価単価（円）	－

（注）当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の株式価値は、類似会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額　　－千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）２	29,580 千円	14,339 千円
税務上の繰延資産	3,395	2,307
資産除去債務	1,450	1,331
長期未払金	1,212	740
減価償却超過額	843	1,095
ソフトウエア仮勘定	－	1,987
その他	352	608
繰延税金資産小計	36,834	22,411
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△29,580	△14,339
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,131	△7,128
評価性引当額小計（注）１	△35,712	△21,468
繰延税金資産合計	1,122	942
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,122	△938
その他	△0	△4
繰延税金負債合計	△1,122	△942
繰延税金資産の純額	－	－

（注）１．評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

（注）２．税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年９月30日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金(※)	－	－	－	－	－	29,580	29,580
評価性引当額	－	－	－	－	－	△29,580	△29,580
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度（2025年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金(※)	－	－	－	－	－	14,339	14,339
評価性引当額	－	－	－	－	－	△14,339	△14,339
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度（2024年９月30日）	当事業年度（2025年９月30日）
法定実効税率		33.6 %
（調整）		
住民税均等割	税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	1.6
評価性引当額の増減		△33.6
その他		0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1.6

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「【注記事項】（重要な後発事象）」に記載のとおり、2025年10月１日を払込期日とする第三者割当増資により、翌事業年度より外形標準課税が適用される見込みとなります。また、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2025年10月１日から2026年９月30日までに解消が見込まれる一時差異については従来の33.6%から29.9%に、2026年10月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の33.6%から30.8%に変更しております。

なお、この法定実効税率の変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う建物原状回復義務であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は0.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2023年10月1日 至　2024年9月30日）	当事業年度 （自　2024年10月1日 至　2025年9月30日）
期首残高	4,309　千円	4,319　千円
時の経過による調整額	10	10
期末残高	4,319	4,330

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

	報告セグメント		その他 （注）	合計
	クラウドサービス事業	計		
Conventional Cloud	166,317	166,317	－	166,317
Cloud Native	157,897	157,897	－	157,897
Network	109,360	109,360	－	109,360
InfiniCLOUD	9,060	9,060	－	9,060
その他	10,047	10,047	60,603	70,650
顧客との契約から生じる収益	452,684	452,684	60,603	513,287
外部顧客への売上高	452,684	452,684	60,603	513,287

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

	報告セグメント		その他 （注）	合計
	クラウドサービス事業	計		
Conventional Cloud	188,637	188,637	－	188,637
Cloud Native	215,813	215,813	－	215,813
Network	116,775	116,775	－	116,775
InfiniCLOUD	10,533	10,533	－	10,533
その他	7,365	7,365	65,193	72,559
顧客との契約から生じる収益	539,124	539,124	65,193	604,318
外部顧客への売上高	539,124	539,124	65,193	604,318

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識する通常の時点の判断及び会計処理の方法については、「【注記事項】（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	18,833　千	21,535　千
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	21,535	22,880
契約資産（期首残高）	－	－
契約資産（期末残高）	－	44
契約負債（期首残高）	1,330	1,521
契約負債（期末残高）	1,521	2,522

顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益、もしくは履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合に原価回収基準を適用して認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との契約に基づき受け取った前受金のうち、期末時点において収益に係る財又はサービスの履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,330千円であります。

当事業年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,521千円であります。当事業年度において契約負債が1,000千円増加した理由は、クラウドサービス事業における新規案件の初期費用が発生したためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社が取り扱うサービスの観点から事業を区分し、各事業部門が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社は、事業別のセグメントから構成されており、「クラウドサービス事業」を報告セグメントとしております。

「クラウドサービス事業」は、データセンターを利用してクラウドコンピューティングサービスを提供するクラウド・インターネットインフラサービスを提供する事業を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他（注）１	合計	調整額（注）２	財務諸表計上額（注）３
	クラウドサービス事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	452,684	452,684	60,603	513,287	－	513,287
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	452,684	452,684	60,603	513,287	－	513,287
セグメント利益	206,137	206,137	33,983	240,120	△288,460	△48,339
セグメント資産	151,969	151,969	5,695	157,664	105,751	263,416
その他の項目						
減価償却費	41,524	41,524	－	41,524	4,149	45,673
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	44,890	44,890	－	44,890	3,716	48,606

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

２．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△288,460千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額105,751千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主にセグメントに帰属しない現金及び預金、並びに管理部門等に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額4,149千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,716千円は、全社資産の設備投資額であります。

３．セグメント利益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他（注）1	合計	調整額（注）2	財務諸表計上額（注）3
	クラウドサービス事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	539,124	539,124	65,193	604,318	－	604,318
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	539,124	539,124	65,193	604,318	－	604,318
セグメント利益	259,320	259,320	34,984	294,304	△265,650	28,654
セグメント資産	154,864	154,864	1,981	156,846	161,580	318,426
その他の項目						
減価償却費	40,114	40,114	－	40,114	5,325	45,440
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	37,833	37,833	－	37,833	6,271	44,104

（注）1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

2．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△265,650千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額161,580千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主にセグメントに帰属しない現金及び預金、並びに管理部門等に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額5,325千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,271千円は、全社資産の設備投資額であります。

3．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

「【注記事項】（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Holdings）	228,665	クラウドサービス事業・その他
KSG株式会社	140,360	クラウドサービス事業・その他

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

「【注記事項】（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社BREXA Holdings	244,543	クラウドサービス事業・その他
KSG株式会社	174,196	クラウドサービス事業・その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自 2023年10月１日 至 2024年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	瀧 康史	－	－	当社代表取締役	（被所有）直接 44.8 間接 15.3	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証（注）	97,195	－	－

（注）当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

当事業年度（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	瀧 康史	－	－	当社代表取締役	（被所有）直接 44.8 間接 15.3	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証（注）	122,571	－	－

（注）当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023 年 10 月１日 至　2024 年９月 30 日）	当事業年度 （自　2024 年 10 月１日 至　2025 年９月 30 日）
１株当たり純資産額	68 円 03 銭	151 円 34 銭
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△118 円 64 銭	83 円 31 銭

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
２．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
３．当社は、2026 年３月 13 日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に普通株式及び A 種優先株式について当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。
４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024 年９月 30 日）	当事業年度 （2025 年９月 30 日）
純資産の部の合計額（千円）	49,760	89,318
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	20,400	24,000
（うち A 種優先株式の払込金額（千円））	(20,400)	(20,400)
（うち新株式申込証拠金（千円））	(－)	(3,600)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	29,360	65,318
１株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	431,600	431,600

（※）A 種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、１株当たり純資産額の算定にあたって、A 種優先株式に優先して分配される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A 種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1 株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

５．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△48,201	35,957
普通株主（普通株主と同等の株主を含む）に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△48,201	35,957
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）の期中平均株式数（株）	406,279	431,600
（うち普通株式の期中平均株式数（株））	（406,131）	（418,000）
（うちA種優先株式の期中平均株式数（株））	（148）	（13,600）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数2,633個）。 なお、新株予約権の概要は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権１種類（新株予約権の数2,633個）。 なお、新株予約権の概要は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

（※）A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

（重要な後発事象）

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2025年９月19日開催の臨時取締役会において、2025年10月１日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、その払込が完了しております。

第三者割当増資の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行する株式の種類及び数		普通株式　1,600株
(2) 払込金額		１株につき6,000円
(3) 払込金額の総額		9,600千円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額	4,800千円
	増加する資本準備金の額	4,800千円
(5) 払込期日		2025年10月１日
(6) 割当先	向 正裕	500株
	孫 龍活	500株
	杉山 悦男	500株
	大野 篤	100株
(7) 資金の使途		運転資金に充当する予定です。

（従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行）

当社は、2025年９月26日開催の臨時取締役会において、当社従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2025年10月１日に発行が完了しております。

新株予約権の概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日		2025年10月１日
(2) 新株予約権の数		2,980個
(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭		金銭の払込みを要しない
(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式　2,980株
(5) 新株予約権の行使時の払込金額		１株につき6,000円
(6) 新株予約権の行使期間		2027年９月27日から2035年９月19日
(7) 新株予約権行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額		
	発行価格	１株につき6,000円
	資本組入額	１株につき3,000円
(8) 付与対象者の区分及び人数		従業員25名

（注）当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割の影響を反映しておりません。

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2026 年２月 24 日開催の臨時取締役会において、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び、資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類　Ａ種優先株式
② 取得する株式の総数　3,400 株
③ 取得方法　取得先に対する普通株式の交付
④ 交付株式数の算定方法　Ａ種優先株式１株につき普通株式１株
⑤ 交付する株式の種類　普通株式
⑥ 交付する株式の総数　3,400 株
⑦ 取得する日　2026 年３月 11 日
⑧ 取得先　静岡キャピタル８号投資事業有限責任組合

(3) 自己株式の消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類　Ａ種優先株式
② 消却する株式の総数　3,400 株
③ 消却する日　2026年３月11日

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2026年２月24日開催の臨時取締役会において、株式分割および定款の一部変更を行うことを決議し、2026年３月13日付で以下のとおり実施いたしました。

１.株式分割について

(1) 株式分割の目的

上場準備に伴う当社株式の流動性向上および投資単位の適正化を目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年３月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式１株につき４株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	109,500株
今回の分割により増加する株式数	328,500株
株式分割後の発行済株式総数	438,000株
株式分割後の発行可能株式総数	1,752,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年２月25日
基準日	2026年３月12日
効力発生日	2026年３月13日

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

今回の株式分割による影響については、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して計算しており、「【注記事項】（１株当たり情報）」に記載しております。

２.株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2026年３月13日付で当社定款第６条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、220,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、175万2,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日　　2026年３月13日

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2026年３月31日）
当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	63,000
差引額	37,000

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）
現金及び預金勘定	57,833千円
現金及び現金同等物	57,833

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自　2025 年 10 月１日　至　2026 年３月 31 日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025 年 10 月１日付で、当社役員４名から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当中間会計期間において資本金が 4,800 千円、資本剰余金が 4,800 千円増加し、当中間会計期間末において資本金が 104,500 千円、資本剰余金が 64,500 千円となっております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2026 年３月 31 日）

長期借入金は、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間貸借対照表計上額と時価との差額および前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間(自　2025年10月1日　至　2026年3月31日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間損益計算書計上額（注）3
	クラウドサービス事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	276,532	276,532	27,414	303,946	－	303,946
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	276,532	276,532	27,414	303,946	－	303,946
セグメント利益	138,457	138,457	18,779	157,236	△141,615	15,621

（注）１.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

２．セグメント利益の調整額△141,615千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

	報告セグメント		その他（注）	合計
	クラウドサービス事業	計		
Conventional Cloud	64,021	64,021	－	64,021
Cloud Native	139,340	139,340	－	139,340
Network	52,722	52,722	－	52,722
InfiniCLOUD	5,747	5,747	－	5,747
その他	14,701	14,701	27,414	42,115
顧客との契約から生じる収益	276,532	276,532	27,414	303,946
外部顧客への売上高	276,532	276,532	27,414	303,946

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライセンス販売を含む商品販売事業及びアドバイザリー事業等を含んでおります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年10月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり中間純利益	15円94銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	6,983
普通株主（普通株主と同等の株主を含む）に帰属しない金額（千円）	－
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）に係る中間純利益（千円）	6,983
普通株式（普通株式と同等の株式を含む）の期中平均株式数（株）	438,000
（うち普通株式の期中平均株式数（株））	（425,969）
（うちA種優先株式の期中平均株式数（株））	（12,031）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2025年９月19日臨時株主総会及び2025年９月26日開催の取締役会決議による第２回新株予約権 新株予約権の数　2,980個 （普通株式　11,920株）

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に普通株式及びA種優先株式について当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益を算定しております。
また、「希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要」に記載の新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

３．A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有していたため、普通株式と同等の株式としております。
なお、2026年２月24日開催の臨時取締役会において、A種優先株式の全てについて取得することを決議し、2026年３月11日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式１株につき、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式の全てを同日付で消却しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物附属設備	21,622	－	－	21,622	6,031	1,434	15,591
工具、器具及び備品	330,443	42,945	5,983	367,405	264,166	41,872	103,238
有形固定資産計	352,065	42,945	5,983	389,027	270,197	43,307	118,829
無形固定資産							
ソフトウエア	10,122	1,225	－	11,348	4,691	2,132	6,656
ソフトウエア仮勘定	662	1,159	1,225	597	－	－	597
無形固定資産計	10,785	2,384	1,225	11,945	4,691	2,132	7,253
長期前払費用	1,618	1,423	918	2,124	－	－	2,124

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品　　データセンターの増強　　37,833千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	72,000	77,900	2.0	―
１年以内に返済予定の長期借入金	30,236	26,170	1.4	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	68,052	41,882	1.3	2026年～2031年
合計	170,288	145,952	－	－

（注）１．平均利率については、期末の利率及び残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	12,840	11,232	7,685	4,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	75	84	0	74	84

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）　【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,356
預金	
普通預金	116,425
小計	116,425
合計	117,782

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
KSG 株式会社	17,012
株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	2,163
住友電工情報システム株式会社	1,082
株式会社デジタルハーツホールディングス	897
加賀ソルネット株式会社	623
その他	1,101
合計	22,880

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
21,535	664,565	663,219	22,880	96.7	12.2

ハ．貯蔵品

区分	金額（千円）
事業用機器	19,266
販促物	99
その他	7
合計	19,374

ニ．前払費用

相手先	金額（千円）
ビズ・コンサルティング・ジャパン株式会社	7,761
日本オラクル株式会社	4,320
静岡労働局	2,296
Vates Société par actions simplifiée	1,883
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,271
その他	6,008
合計	23,542

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ビーピーエス	1,427
株式会社クレディセゾン	431
その他	52
合計	1,911

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
日鉄ソリューションズ株式会社	21,994
株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	3,340
株式会社クレディセゾン	2,937
KSG 株式会社	2,542
有限責任監査法人トーマツ	2,145
その他	17,787
合計	50,747

（３）　【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から３か月以内
基準日	毎年９月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え （注）１ 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料 ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店（注）１ 無料（注）２
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://infinicloud.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第三部【特別情報】

第１【有価証券の様式】

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

第２【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2026年２月26日	OCP1号投資事業有限責任組合無限責任組合員SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社代表取締役社長　塩川　克史	東京都中央区京橋二丁目２番１号京橋エドグラン21階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社田中邦裕事務所代表取締役　田中　邦裕	大阪府大阪市阿倍野区松崎町２－１-36-3207	―	5,000	2,100,000（4,200）（注）３	所有者の意向による株式譲渡
2026年３月10日	瀧 康史	静岡県静岡市清水区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	合同会社瀧事務所　代表社員 瀧 康史	静岡県静岡市清水区谷津町一丁目1075番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	43,500	26,839,500（617）（注）４	所有者の意向による株式譲渡
2026年３月11日	―	―	―	静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員静岡キャピタル株式会社　取締役社長　茂野 惠介	静岡県静岡市清水区草薙北２番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△3,400普通株式3,400	―	A種優先株式から普通株式への転換

（注）１．当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日から起算して２年前の日から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式もしくは新株予約権の譲受けもしくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

２．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員

（２）当社の大株主上位10名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

３．移動価格は、DCF方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定いたしました。

４．移動価格は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定いたしました。

５．2026年２月24日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたこと

により、2026年３月11日付でA種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

６．当社は、2026年３月13日付で普通株式１株につき４株とする株式分割を行いましたが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2024年９月27日	2024年９月27日	2025年10月1日
種類	A種優先株式	普通株式	普通株式
発行数	3,400株	3,000株	1,600株
発行価格	6,000円（注）３	6,000円（注）３	6,000円（注）３
資本組入額	3,000円	3,000円	3,000円
発行価額の総額	20,400千円	18,000千円	9,600千円
資本組入額の総額	10,200千円	9,000千円	4,800千円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	－	－	－

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年11月１日	2025年10月１日
種類	第１回新株予約権 （ストック・オプション）	第２回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　3,000株（注）５	普通株式　2,980株（注）６
発行価格	6,000円（注）４	6,000円（注）３
資本組入額	3,000円	3,000円
発行価額の総額	18,000千円（注）５	17,880千円（注）６
資本組入額の総額	9,000千円（注）５	8,940千円（注）６
発行方法	2023年９月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2025年９月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

①　割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後６か月を経過する日（割当株式等

の割当て又は交付を受けた日以後１年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から１年間を経過する日）まで所有すること。

② 割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③ その他同取引所が必要と認める事項。

（２）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

（３）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年９月30日であります。

２．同取引所の定める同規程施行規則第107条第２項第１号の規定に基づき、当社は、割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後６か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後１年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受け九日から１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

３．発行価格はＤＣＦ法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．発行価格は純資産価額法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

５．退職者（従業員４名）による権利の失効により、新株予約権の発行数は2,233株、発行価額の総額13,398千円（うち資本組入額の総額は、6,699千円）となります。

６．退職者（従業員２名）による権利の失効により、新株予約権の発行数は2,655株、発行価額の総額15,930千円（うち資本組入額の総額は、7,965千円）となります。

７．新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき6,000円	１株につき6,000円
行使請求期間	2025年11月１日から 2033年９月27日まで	2027年９月27日から 2035年９月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部【企業情報】第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第二部【企業情報】第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

８．2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。

２【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員静岡キャピタル株式会社　取締役社長　久野 託司 （現　静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合無限責任組合員静岡キャピタル株式会社　取締役社長　茂野 惠介） 出資約束金額の総額　15億円	静岡県静岡市清水区草薙北２番１号	会社	3,400	20,400,000 （6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名）

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
瀧 康史	静岡県静岡市清水区	会社役員	1,000	6,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）
込山 弘貴	福岡県福岡市西区	個人投資家	1,000	6,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名）
小熊 浩典	千葉県松戸市	会社役員	1,000	6,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
向 正裕	埼玉県川口市	会社役員	500	3,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
孫 龍活	埼玉県川口市	会社役員	500	3,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
杉山 悦男	静岡県静岡市清水区	会社役員	500	3,000,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社監査役）
大野 篤	埼玉県越谷市	会社役員	100	600,000（6,000）	特別利害関係者等（当社監査役）

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
山田 泰資	静岡県静岡市清水区	会社役員	229	1,374,000（6,000）	特別利害関係者等（当社取締役）
向 正裕	埼玉県川口市	会社役員	209	1,254,000（6,000）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）
当社従業員13名	―	会社員	1,795	10,770,000（6,000）	当社従業員

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
当社従業員23名	―	会社員	2,655	15,930,000（6,000）	当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
２．2026年３月13日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

「第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】」に記載のとおりであります。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
合同会社瀧事務所（注）１	静岡県静岡市清水区谷津町一丁目1075番地	240,000	52.28
込山 弘貴（注）１	福岡県福岡市西区	39,200	8.54
前島 晃一（注）１	静岡県静岡市清水区	35,200	7.67
小熊 浩典（注）１，３	千葉県松戸市	30,400	6.62
静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合（注）１	静岡県静岡市清水区草薙北２番１号	26,600	5.79
株式会社田中邦裕事務所（注）１	大阪府大阪市阿倍野区松崎町２丁目１番36－3207号	20,000	4.35
瀧 康史（注）１，２	静岡県静岡市清水区	19,200	4.18
静岡キャピタル株式会社（注）１	静岡県静岡市清水区草薙北２番１号	13,000	2.83
株式会社Geolocation Technology（注）１	静岡県三島市一番町18-22アーサーファーストビル４F	8,000	1.74
向 正裕（注）１，３	埼玉県川口市	2,836 (836)	0.62 (0.18)
孫 龍活（注）１，３	埼玉県川口市	2,000	0.44
杉山 悦男（注）１，４	静岡県静岡市清水区	2,000	0.44
―　（注）５	―	1,600 (1,600)	0.35 (0.35)
―　（注）５	―	1,600 (1,600)	0.35 (0.35)
―　（注）５	―	1,500 (1,500)	0.33 (0.33)
―　（注）５	―	1,400 (1,400)	0.31 (0.31)
―　（注）５	―	1,300 (1,300)	0.28 (0.28)
―　（注）５	―	1,300 (1,300)	0.28 (0.28)
―　（注）５	―	1,200 (1,200)	0.26 (0.26)
―　（注）５	―	1,200 (1,200)	0.26 (0.26)
―　（注）５	―	1,100 (1,100)	0.24 (0.24)
山田 泰資（注）３	静岡県静岡市清水区	916 (916)	0.20 (0.20)
―　（注）５	―	600 (600)	0.13 (0.13)
―　（注）５	―	600 (600)	0.13 (0.13)

― （注）５	―	600 (600)	0.13 (0.13)
― （注）５	―	500 (500)	0.11 (0.11)
― （注）５	―	500 (500)	0.11 (0.11)
― （注）５	―	500 (500)	0.11 (0.11)
大野 篤（注）４	埼玉県越谷市	400	0.09
― （注）５	―	400 (400)	0.09 (0.09)
― （注）５	―	400 (400)	0.09 (0.09)
― （注）５	―	300 (300)	0.07 (0.07)
― （注）５	―	300 (300)	0.07 (0.07)
― （注）５	―	300 (300)	0.07 (0.07)
― （注）５	―	200 (200)	0.04 (0.04)
― （注）５	―	200 (200)	0.04 (0.04)
― （注）５	―	200 (200)	0.04 (0.04)
計	―	457,552 (19,552)	100.00 (4.27)

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社代表取締役）
３．特別利害関係者等（当社取締役）
４．特別利害関係者等（当社監査役）
５．当社従業員
６．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
７．（ ）内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

第五部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 10 月 27 日

ＩｎｆｉｎｉＣｌｏｕｄ 株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
静　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　川　福　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　嶋　田　聖

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている InfiniCloud 株式会社の 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 24 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、InfiniCloud 株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 9 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、特定証券情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（特定証券情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 10 月 27 日

ＩｎｆｉｎｉＣｌｏｕｄ 株 式 会 社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
静　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　西　川　福　之

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　嶋　田　聖

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている InfiniCloud 株式会社の 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの第 25 期事業年度の中間会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、InfiniCloud 株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の期中レビュー報告書の原本は当社（特定証券情報提出会社）が別途保管しております。